

平成26年(行ウ)第8号(第1事件),平成27年(行ウ)第1号(第2事件),平成28年(行ウ)第2号(第3事件)安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

令和3年3月1日

判決の要旨等

福島地方裁判所第一民事部

(報道交付用)

目次

	第1	訴訟手続の経過等	2
10	第2	事案の概要	2
	1	行政事件訴訟(判決では「本件行訴部分」と略称)	2
	2	国家賠償請求訴訟(判決では「本件国賠部分」と略称)	3
	第3	判決主文の概要	4
	1	本件行訴部分について	4
15	2	本件国賠部分について	4
	第4	本件行訴部分の判決理由の要旨	4
	1	第1次請求(作為の給付請求)について	4
	2	第2次請求(確認請求)について	4
	3	第3次請求(不作為の給付請求)について	4
20	第5	本件国賠部分の判決理由の要旨	9
	1	原告らが主張する違法事由①(被告国及び被告県がSPEEDI等の情報を隠匿したこと)の有無等について	9
	2	原告らが主張する違法事由②(被告国及び被告県が本件子ども原告らに安定ヨウ素剤を服用させることを怠ったこと)の有無等について	10
25	3	原告らが主張する違法事由③(被告国及び被告県が本件子ども原告らに20	

	mSv/年までの被ばくを強要したこと)の有無等について.....	11
4	原告らが主張する違法事由④(被告国及び被告県が本件子ども原告らを直ちに 集団避難させることを怠ったこと)の有無等について.....	12
5	原告らが主張する違法事由⑤(被告国がオフサイトセンターの整備を怠ったこ と)の有無等について.....	13
6	原告らが主張する違法事由⑥(被告国及び被告県が周辺自治体との間で SPEEDIの計算結果の情報共有を怠ったこと)の有無等について.....	14
7	原告らが主張する違法事由⑦(被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバ イザーに委嘱した山下俊一氏の発言を放置したこと)の有無等について.....	14
10	8 本件国賠部分についてのまとめ.....	15

第1 訴訟手続の経過等

1 提訴日

(1) 第1事件 平成26年8月29日

(2) 第2事件 平成27年1月15日

(3) 第3事件 平成28年5月11日

2 弁論終結日 令和2年7月28日

3 判決言渡日 令和3年3月1日¹(裁判長 遠藤^{とうる}東路)

第2 事案の概要²

1 行政事件訴訟(判決では「本件行訴部分」と略称)

(1) 本件行訴部分の原告(本件行訴原告)ら³は、本件行訴部分の被告(本件行

¹ 同日付けで、判決書中の原告ら及び法定代理人の氏名、生年月日、現住所並びに学校名について、民訴法に基づき第三者の閲覧等を制限する決定がされている。

² 判決書11～13頁

³ 弁論終結時点で12世帯14名(うち12名は、本件国賠原告を兼ねる。)

訴被告)ら⁴が設置する福島県内の公立中学校に現に通学する者⁵である。

(2) 本件行訴原告らは、本件行訴被告らに対し、本件行訴原告らが通っている公立中学校の教育環境は、本件原発事故⁶後の現在の状況では、本件行訴原告らの健康の維持に悪影響を及ぼす程度の放射線に被ばくする具体的な危険がある旨主張し、人格権に基づくなどして、①本件行訴原告らが定義する安全な地域における教育の実施を求める作為の給付請求(第1次請求)、②上記の安全な地域において教育を受ける権利があることの確認請求(第2次請求)、③本件行訴原告らが現に通学している学校施設において教育をしてはならないことを求める不作為の給付請求(第3次請求)をしている行政事件訴訟⁷である。

2 国家賠償請求訴訟(判決では「本件国賠部分」と略称)

(1) 本件国賠部分は、本件原発事故当時に福島県等に居住していた本件国賠原告ら⁸が; 国及び福島県を被告とし、本件原発事故後の被告国及び福島県(被告県)の違法な事故対応等により無用な被ばくをさせられ、将来健康被害を生じる不安を抱くなどの精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法に基づき、一部請求として、1人当たり10万円の慰謝料及びこれに対する訴状送達の日から翌日から年5分の割合による遅延損害金の支払を求める国家賠償請求訴訟である。

(2) 本件国賠原告らは、国家賠償法上の違法事由として、①被告国及び県がSPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)等の情報を隠匿した、②被告国及び県が本件子ども原告ら⁹に安定ヨウ素剤を服用させることを怠った、③被告国及び県が本件子ども原告らに20mSv/年までの被ばくを強要した、④被告国及び県が本件子ども原告らを集団避難させることを怠った、

⁴ 弁論終結時点で5自治体(福島市、川俣町、郡山市、田村市及びいわき市)

⁵ 本件行訴原告らは未成年であるため、親権者が法定代理人として提訴している。

⁶ 本件地震(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震)及びこれに伴う津波により福島第一原子力発電所1~4号機において発生した事故。

⁷ 行政事件訴訟法4条後段の当事者訴訟(公法上の実質的当事者訴訟)である。

⁸ 弁論終結時点で57世帯159名(うち12名は、本件行訴原告を兼ねる。)

⁹ 本件国賠原告らのうち本件原発事故当時に小中学校等に通っていた者をいう。

⑤被告国がオフサイトセンターの整備を怠った、⑥被告国及び県が周辺自治体との間で SPEEDI の計算結果の情報共有を怠った、⑦被告県が放射線健康リスクアドバイザーに委嘱した山下俊一氏の発言を放置した旨主張している。

5 第3 判決主文¹⁰の概要

1 本件行訴部分について

- (1) 第1次請求及び第2次請求については、訴えを却下する。
- (2) 第3次請求については、請求を棄却する。

2 本件国賠部分について

- 10 (1) 本件国賠原告のうち4名の訴えは、訴えの取下げにより終了した。¹¹
- (2) その余の本件国賠原告らの請求を棄却する。

第4 本件行訴部分の判決理由の要旨

1 第1次請求（作為の給付請求）について¹²

15 訴訟の適法要件である請求の特定性を欠いており、不適法な訴えである。

2 第2次請求（確認請求）について¹³

訴訟の適法要件である確認の利益を欠いており、不適法な訴えである。

3 第3次請求（不作為の給付請求）について¹⁴

- 20 (1) 本件行訴被告らは、本件行訴原告らが通学する公立中学校の設置者であり、本件行訴原告らに対し、当該学校において教育を実施しているところ、当該学校の保健安全に関する本件行訴被告ら（教育委員会）の判断に、その裁量権を

¹⁰ 判決書 2～3 頁

¹¹ 本件国賠原告のうち4名が本件国賠部分の訴えを取り下げたか否か等が争われたのに対し、同原告らによる訴えの取下げを有効と認めて訴訟終了宣言をした。

¹² 判決書 20～22 頁

¹³ 判決書 22～23 頁

¹⁴ 判決書 26～128 頁（判断の総括部分は 123～128 頁）

逸脱、濫用する違法があり、本件行訴原告らが当該学校において教育を実施されることにより、人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の放射線に被ばくする具体的な危険が存在すると認められる場合には、本件行訴原告らの生命、身体に係る人格権に対する違法な侵害があるといえることができる。

5 (2) この点、本件行訴被告らが上記の裁量権を行使するに際しては、放射線防護に関する関係法令をも参照すべきところ、我が国の法令上、1990年勧告¹⁵でいう行為¹⁶による被ばくの線量限度（2007年勧告¹⁷でいう計画被ばく状況¹⁸の線量限度）に相当する基準については、法令によって規定し（例えば、法令で定める周辺監視区域に関する線量限度の実効線量年1 mSv、例外的に年
10 5 mSv）、1990年勧告でいう介入¹⁹レベル（2007年勧告でいう緊急時被ばく状況²⁰又は現存被ばく状況²¹における参考レベル）に相当する基準については、防災指針によって定める（例えば、本件原発事故当時の防災指針の避難等の指標）という形で整理がされていたと解される。このことを踏まえると、原子力安全委員会が、平成23年7月19日の指針において、現存被ばく
15 状況（本件原発事故後の現在の状況はこれに当たる。）に関しては、2007年勧告の現存被ばく状況に適用される1～20 mSv/年の下方の線量を選定し、長期的には年間1 mSvを目標とすることが適切としたことは、我が国の放射線防護に関する関係法令に直ちに違反するものではない。

¹⁵ 国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告（ICRP Publication60）

¹⁶ 1990年勧告では、総放射線被ばくを増加させる人間活動を“行為”という。

¹⁷ ICRPの2007年勧告（ICRP Publication103）

¹⁸ 「被ばくが生じる前に放射線防護を前もって計画できる状況、及び被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できるような状況」（2007年勧告）

¹⁹ 1990年勧告では、総被ばくを減らす活動を“介入”という。

²⁰ 「計画的なされた状況を運用する間に、もしくは悪意ある行動から、あるいは他の予想しない状況から発生する可能性がある好ましくない結果を避けたり減らしたりするために緊急の対策を必要とする状況」（2007年勧告）

²¹ 「管理についての決定をしなければならぬ時に既に存在する、緊急事態の後の長期被ばく状況を含む被ばく状況」（2007年勧告）。

そうすると、本件行訴被告らが7月19日原子力安全委員会指針を踏まえて学校の保健安全に関する措置を講じたとしても、原子力安全委員会の上記指針を踏まえたことのみをもって直ちにその裁量権を逸脱し、又はこれを濫用する違法があることにはならず、さらに、本件行訴被告らが講じた当該措置等が、放射線の健康影響に関する観点（後記(3)）や本件行訴原告らが通っている学校の放射線量の状況（後記(4)）等からみて合理性を有しないものであるか否かを実質的に検討する必要があることになる。

(3) そこで、まず、放射線の健康影響の観点からみると、以下のとおりである。

ア 低線量被ばくのリスクについて

2007年勧告は、LNTモデル(約100mSvを下回る低線量領域でも、ゼロより大きい放射線量は、単純比例で過剰がんや遺伝性疾患のリスクを増加させるという仮説に基づく線量反応モデル)を採用した上で、計画被ばく状況の線量限度(公衆被ばく)を実効線量で年1mSv、緊急時被ばく状況の参考レベルを年20~100mSv、現存被ばく状況の参考レベルを年1~20mSvとしている。これは低線量域の被ばくリスクを前提にしながら、緊急時被ばく状況又は現存被ばく状況において参考レベルを用いて被ばく線量の低減を図り、防護の最適化を目指すものであり、不合理なものとはいえず、これに依拠した措置を講じても、直ちに不合理とはいえない。

イ 内部被ばくのリスクについて

セシウム含有不溶性放射性微粒子の内部被ばくに関し、従前考えられていたものとは異なる内部被ばくのリスクがあるのか否か、そのリスクの程度等がいかなるものかについては、現状では科学的に解明されているとはいえず、仮に何らかのリスクがあるとしても、ICRPは、そのようなリスクを一定程度評価に取り込むことが可能な程度に余裕を持たせた放射線防護基準を採用しているといえる。したがって、引き続きこの点に関する調査研究等の状況を注視し、ICRPが勧告の改訂等を実施する場合にはその内容を適切に踏

まえる必要があるとしても、現段階においては、一定の国際的なコンセンサスを有すると認められる2007年勧告等に依拠した放射線防護措置を講じることが、直ちに不合理といえるまでの状況にあるとはいえない。

ウ 小児甲状腺がんの症例の増加について

5 被告県は、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、長期にわたり福島県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康増進につなげていくため、平成23年6月から、福島県立医科大学に委託して県民健康調査を実施し、その
10 中で甲状腺検査を実施している。この甲状腺検査によって発見された小児甲状腺がん（疑いを含む。以下同じ）の症例の増加については、現時点では本件原発事故に伴う放射線の影響によるものか否か解明されているとはいえないが、スクリーニング効果によるものとする県検討委員会の所見や甲状腺検査に関与した医師である鈴木眞一氏の説明が直ちに不合理とはいえない。
15 上記甲状腺検査では、本来なら最も放射線の影響を受けやすいはずの本件原発事故当時5歳以下の子どもにほとんど甲状腺がんが発見されておらず、また、甲状腺がんの罹患率は15歳未満では男女でほぼ同じとされているところ、上記甲状腺検査も同様の結果を呈している。これらの事情を総合すれば、現時点では、上記甲状腺検査によって発見された甲状腺がんの症例増加が、本件原発事故に伴う放射線の影響によるものであると認めるには足りない。

20 (4) 次に、本件行訴原告らが通っている学校の放射線量の状況（本件行訴原告らが通っている学校付近の10地点について、同原告らが令和2年に空間放射線量及び土壌汚染濃度を測定した結果）についてみると、以下のとおりである。

ア 空間線量について

25 生徒の実際の生活パターンを前提とし、1日に屋外8時間、木造家屋に16時間滞在するパターンを想定した空間線量として評価するのが相当である。これによると、原告らが測定した10地点中、1mSv/年未満は7地点、1mSv/年以上は3地点（1.32～1.69mSv/年）であり、いずれも世界平均

の自然放射線量とされる年間2.4 mSvよりも低い。また、1 mSv/年以上の3地点は、長期的には更なる低減を目指す必要があるが、原子力安全委員会の指針による許容範囲(1~20mSv/年)の下方に収まっている。

イ 土壤汚染濃度について

原告らが測定した10地点のセシウム134及び同137の土壤汚染濃度(Bq/m²)に関しても、管理区域の設定基準に相当する4万Bq/m²超は、8地点であり、引き続き更なる低減を目指す必要があるが、他方、原告らが測定した地点には除染されていない可能性がある場所(山林等)が含まれるのに対し、本件行訴原告らの通う学校の敷地内は除染が実施されているという違いがある上、原告らの測定結果は、深さ5cmの土壤全体に含まれている放射性セシウム量として換算された数値であって、より表層付近の実際の土壤汚染濃度はこれよりも低いと考えられる。そして、被告県が実施したホールボディカウンター検査(WBC)による内部被ばく検査によれば、内部被ばく預託実効線量の99.9%以上が1 mSv未満であり、残りのうち本件行訴原告らが通う中学校の所在地に限ると最大でも2 mSvである。

(5) 前記(3)及び(4)を踏まえて実質的に検討すると、本件行訴原告らが通う公立中学校については、これを設置する本件行訴被告らにおいて、より安全側に立って、引き続き空間線量及び土壤汚染濃度の低減に努め、今後の県民健康調査等の結果にも留意する必要があるが、現時点では、生徒の健康に悪影響を及ぼす程度の放射線に被ばくするおそれのない学校環境を実現する上で、当該学校施設における教育の実施を差し止める以外に、本件行訴被告らとして講じるべき措置がない状況にあると認めるには足りず、引き続き除染・改善措置を講じながら、当該学校施設において教育を実施することは可能であると認められる。

(6) 本件行訴部分の第3次請求のまとめ

以上によれば、本件行訴被告らが、本件行訴原告らに対し、本件行訴原告らが通う学校施設において教育を実施していることについて、本件行訴被告ら

(教育委員会)の裁量権を逸脱、濫用した違法があるとはいえず、人の健康の維持に悪影響を及ぼす程度の放射線に被ばくする具体的な危険が存在するとも認められないから、本件行訴原告らの生命、身体に係る人格権に対する違法な侵害があるとは認められない。したがって、本件行訴原告らは、本件行訴被告らに対し、本件行訴原告らが現に通う公立中学校における教育を実施してはならないとの不作為を求めることはできず、第3次請求は、理由がない。

第5 本件国賠部分の判決理由の要旨^{22 23}

1 原告らが主張する違法事由①(被告国及び被告県が SPEEDI 等の情報を隠匿したこと)の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨²⁴

SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)は、国の防災基本計画に位置付けられた原子力災害対策時の放射能拡散予測を行うシステムであり、本件原発事故直後の SPEEDI による予測計算情報は、本件国賠原告らが避難等を行うに際し有用な情報であった。被告国及び被告県は、本件国賠原告らに対し、これらの情報を提供すべき義務があったが、これを怠った。

(2) 判断の要旨²⁵

本件原発事故後における被告国の SPEEDI による予測計算結果の取扱いは、当時の国の指針等に定められた運用方法に従ったものであった。また、仮に被告国が SPEEDI による予測計算結果を直ちに公表していた場合には、①線量については、本来、予測計算の前提となるはずの放射源情報が得られなかった²⁶ため、飽くまで仮定のものにとどまること、②放射性物質の拡散方向につい

²² 以下、「本件国賠原告」を、訴訟終了宣言をした4名を除く趣旨で用いる。

²³ 以下、平成23年中の日時については、年の表記を省略する。

²⁴ 判決書132頁

²⁵ 判決書142～146頁

²⁶ 緊急時対策支援システム(ERSS)が放射源情報を提供することになっていた

ては、気象条件により随時変化していくのみならず、本件原発事故後に誤った予測計算結果が示されたことが現実にもあったことからすると、当時、かかる予測計算結果を定時計算の都度直ちに公表するのではなく、3月23日にその一部を公表し、5月3日までに全てを公表した被告国の措置は、不合理であったとはいえ、違法であったとはいえない（被告県についても同様）。

2 原告らが主張する違法事由②（被告国及び被告県が本件子ども原告らに安定ヨウ素剤を服用させることを怠ったこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨²⁷

ア 原子力安全委員会が、本件原発事故当時、性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvとする防災指針を定めていたのは、違法である。

イ 上記アの防災指針が違法ではないとしても、原子力災害対策本部長及び福島県知事は、3月15日午前0時までに福島第一原発2号機の爆発による小児甲状腺等価線量100mSvの被ばくを予測し、遅くとも2号機が爆発した同日午前6時すぎまでに福島県全域の地方公共団体の長に対して住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨指示すべき義務があったが、これを怠った。

(2) 判断の要旨²⁸

ア 本件原発事故当時の防災指針において、全ての対象者（原則40歳未満）に対する指標が放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvとされていたことは、当時における国際原子力機関（IAEA）や諸外国における動向等を踏まえると、不合理であったとはいえない。

イ 本件原発事故当時、安定ヨウ素剤の予防服用に優先されるべき避難等の指

が、福島第一原発の外部電源喪失により、ERSSに原子炉内の情報等を送付する東京電力のシステムからのデータの伝送ができなくなるなどしたため、放出源情報を基にしたSPEEDIによる放射性物質の拡散予測ができなくなった。

²⁷ 判決書147頁

²⁸ 判決書151～163頁

示は適切になされていたと認められる。その上で、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量が100 mSv（3月12日から24日までの積算値）と試算された地域は、全く防護措置を取らなかった前提の試算であり、屋内では屋外と比べて放射線の影響を低減させることができること、小児甲状腺簡易測定調査の結果によれば、1歳児甲状腺線量で最大30 mSvであり、本件原発事故後の行動に特別の仮定を置かない限り50 mSvを超える者はいなかったことにも鑑みれば、被告国が、当時の防災指針の指標に達しないと判断し、現実にとられた措置以上に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る具体的指示をしなかったとしても、違法であったとはいえない（被告県についても同様）。

3 原告らが主張する違法事由③（被告国及び被告県が本件子ども原告らに20 mSv/年までの被ばくを強要したこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨²⁹

文部科学大臣は、4月19日、福島県教育委員会に対し、福島県内の児童生徒に年20 mSvまでの被ばくを強要する通知を發した。また、福島県教育委員会は、3月29日、福島県内の県立学校長等に対し、4月8日に県立学校の始業式を行う旨の通知を發し、これにより県下の市町村教育委員会が4月に始業するように促した。これらにより、被告国及び県は、本件子ども原告らに対し、高線量である福島県内の学校において義務教育を受けることを強要した。

(2) 判断の要旨³⁰

4月19日の文科省通知は、避難地域等を除く地域について、4月以降、夏季休業終了（概ね8月下旬）までの期間を対象とし、ICRPの非常事態収束後の参考レベルである1～20 mSv/年を暫定的な目安とし、今後できる限り児童生徒等の受ける線量を減らしていくことが適切とした上で、より安全側に立って判断するため、実際の子どもの生活パターンよりも多く被ばくするであ

29 判決書 163 頁

30 判決書 173～176 頁

ろう条件を敢えて想定し³¹、これに基づいて、1時間当たり3.8 μ Svを校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安としたものである。その後の8月26日の文科省通知は、校庭において毎時3.8 μ Sv以上の空間線量率が測定される学校はなくなったことを踏まえ、引き続き非常事態収束後の参考レベルである年間1～20mSvについて、年間1mSvに向けて低減していく取組を進める必要があるとし、夏季休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量は、原則1mSv/年以下とし、校庭の空間線量率は、毎時1 μ Sv未満³²を目安としたものである。これらの文科省通知は、介入レベルは法令で規定する性格のものではないとの我が国の放射線防護体系（第4の3(2)）を前提とし、防護措置の最適化のための参考レベルとして、2007年勧告の現存被ばく状況に適用される範囲内で、4月19日の通知では1～20mSv/年、8月26日の通知では1～20mSv/年の下方の線量を選定したものである。これらの文科省通知は、いずれも長期的には年間1mSvを目標とし、状況に合わせて適切なレベルを設定して線量低減を進め、被ばく線量低減を効率的に図ったものであり、当時、実際の年間追加被ばく線量は、暫定的目安の上限値である年間20mSvを大きく下回ると推計されていたことにも鑑みると、種々批判もあるとはいえ、目的・方法・効果のいずれの点においても不合理とはいえず、被告国がこれらの文科省通知を発したことは違法とはいえない。また、被告県の通知についても、文科省通知に先立って発しているが、結論としては同様である。

4 原告らが主張する違法事由④（被告国及び被告県が本件子ども原告らを直ちに

³¹ 365日毎日8時間校庭に立ち、残りの16時間は同じ校庭の上の木造家屋で過ごす条件。この条件は、①校庭に比べて周囲の空間線量率が低い、②学校開校日の児童生徒等の行動パターンは、屋外8時間・屋内16時間とは異なる、③学校はコンクリート建築なので遮蔽効果が大きい点で、安全側に立っているといえる。

³² 児童生徒等の行動パターン（学校への通学日数を年間200日、1日当たりの平均滞在時間を屋内4.5時間、屋外2時間）を考慮している。

集団避難させることを怠ったこと)の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨³³

本件原発事故当時の防災指針は、年齢や性別を問わず原発事故による外部被ばくによる実効線量が50 mSv を超えるときは屋内退避又は避難と定めていたが、子どもが受ける健康上のリスクを考慮しておらず、不合理である。また、
5 原子力災害対策本部長及び福島県知事は、3月15日午前0時までに福島第一原発の半径80 km 圏内には追加実効線量が年1 mSv を超えるおそれがあり、福島県内の住民に避難指示等をすべき義務があったが、これを怠った。

(2) 判断の要旨³⁴

10 本件原発事故当時の防災指針における避難等に関する指標は、放射線に対する感受性の強い子どもに合わせて統一されたものであり、ICRP や IAEA の国際的基準に照らしても合理性を有する。また、内閣総理大臣は、合理性が認められる防災指針の EPZ³⁵の目安を踏まえ、福島第一原発の状況等が進展する都度、専門家の意見を踏まえながら、避難指示の必要性と、避難指示を出した場合に生ずる避難の障害、避難中の被ばくリスク等の事情を検討した上で、
15 指示等の範囲や時機を判断しており、違法とはいえない(被告県についても同様)。

5 原告らが主張する違法事由⑤(被告国がオフサイトセンターの整備を怠ったこと)の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨³⁶

20 福島第一原発のオフサイトセンター(緊急事態応急対策拠点施設)は、本件原発事故当時、放射性物質の侵入を遮断するエアフィルターが整備されていなかった上、本件地震で非常用発電機が故障したため、実際に機能することができず、住民への情報提供や周辺自治体との情報共有に対する障害となった。

33 判決書 176～177 頁

34 判決書 177～187 頁

35 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(発電所から半径8～10km 以内)

36 判決書 187 頁

(2) 判断の要旨³⁷

本件原発事故当時、福島第一原発のオフサイトセンターに放射性物質を除去するための空気浄化フィルターは設置されていなかったが、当時の法令の定めや、平成21年2月の総務省行政評価局による指摘を受けて一定の改善措置が講じられたことに鑑みると、違法とはいえない。また、上記オフサイトセンターは、本件地震による停電を受けて非常用電源が稼働した後、再び停電状態となったが後に復旧しており、電源設備の関係で違法があったともいえない。

6 原告らが主張する違法事由⑥（被告国及び被告県が周辺自治体との間でSPEEDIの計算結果の情報共有を怠ったこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨³⁸

SPEEDIによる予測計算結果（上記1）は、福島第一原発の周辺自治体が住民避難等の対策を行うに際して有用な情報であり、被告国及び県は、周辺自治体との間で適切にその情報を共有すべき義務があったが、これを怠った。

(2) 判断の要旨³⁹

SPEEDIによる予測計算結果については、前記1のとおりであり、被告国及び県が、実際の公表とは別に、福島第一原発の周辺自治体との間で情報共有を行わなかったとしても、原告らが主張する違法があったとはいえない。

7 原告らが主張する違法事由⑦（被告県が福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱した山下俊一氏の発言を放置したこと）の有無等について

(1) 本件国賠原告らの主張の要旨⁴⁰

山下俊一氏が、福島県放射線健康リスク管理アドバイザーとして福島県内の講演等においてした発言は、放射線の健康被害に関する科学的知見に著しく反するものであって、これにより本件国賠原告らは無用な被ばくをさせられた。

³⁷ 判決書 190～193 頁

³⁸ 判決書 193 頁

³⁹ 判決書 193 頁

⁴⁰ 判決書 193～194 頁

被告県が山下氏によるこれらの発言を放置したことは、違法である。

(2) 判断の要旨⁴¹

山下氏（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授）は、3月19日、被告県から委嘱されて福島県放射線健康リスク管理アドバイザー（放射線と健康に関する正しい知識を福島県民に提供することを役割とする。）に就任し、被告県の依頼を受け、上記アドバイザーとして、福島県内で開催された講演会等において、住民等を対象として放射線の健康影響について講演するなどした。そこでの山下氏の発言のうち、本件国賠原告らが著しく不適切な内容のものとして指摘する発言は、一般聴衆に対する誤解を招く内容や不適切な表現を一部に含むものではあったが、放射線の健康被害に関する科学的知見を一般の参加者向けに平易に説明したものであり、本件国賠原告らが主張するような評価（放射線の健康被害に関する科学的知見に著しく反する内容であるとか、混乱を避け福島県の経済復興を最優先課題とする発言であるなど）は相当でなく、一部の発言については訂正し、積極的に誤解を与えようとする意図はうかがわれないことなどにも鑑みると、この点に関する被告県の措置に違法があったとはいえない。

8 本件国賠部分についてのまとめ

以上によれば、その余の争点（因果関係、損害、消滅時効等）について判断するまでもなく、被告国及び県には、本件国賠原告らが主張する国家賠償法上の違法事由はいずれも認められないから、本件国賠部分の請求は理由がない。

以上

⁴¹ 判決書 194～203 頁